農業者等に対する金融支援対策

く対策のポイント>

令和6年能登半島地震の影響を受けた農業者等に対して資金が円滑に融通されるよう、**金利負担軽減・無担保化等**を措置し、加えて、**農林漁業セーフ** ティネット資金等の貸付限度額の特例を設けます。

く政策目標>

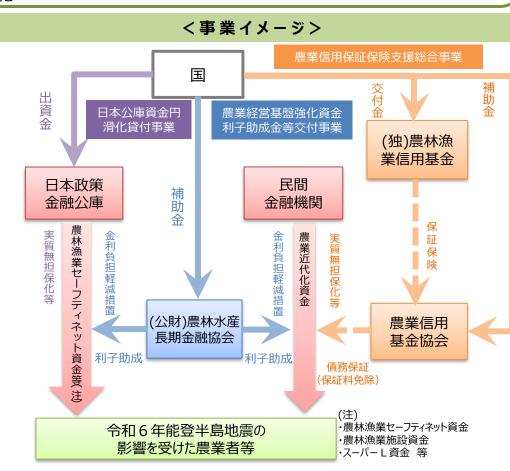
令和6年能登半島地震の影響を受けた農業者等に対する資金調達の円滑化

く支援の概要>

令和6年能登半島地震の影響を受けた農業者等に対して資金が円滑に融通されるよう、以下の支援を実施します。

- ① 日本政策金融公庫資金(災害関連資金)や農業近代化資金の融資について、**貸付当初5年間の金利負担軽減(最大2%)**を措置します。(農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業)
- ② 日本政策金融公庫から**実質無担保・無保証人による融資**を受けられるよう 措置します。(日本公庫資金円滑化貸付事業)
- ③ 農業近代化資金の融資の際、農業信用基金協会の債務保証の実質無担保・無保証人での引受け及び引受当初5年間の保証料免除を措置します。 (農業信用保証保険支援総合事業)
- ④ 農林漁業セーフティネット資金及び農林漁業施設資金について、上記① (金利負担軽減措置) や② (実質無担保・無保証人による融資) に加え、 貸付限度額の特例を設けます。

対象資金	通常	特例
農林漁業セーフティネット資金	600万円又は 年間経営費等の6/12	1,200万円又は 年間経営費等の12/12
農林漁業施設資金	負担額の80%又は 一般300万円(特認600万円)	負担額の100%又は 1,200万円



[お問い合わせ先] 経営局金融調整課 (03-3502-7248)